

北播磨総合医療センター企業団議会の定例会の回数を定める条例

〔平成22年1月21日〕
〔 条 例 第 2 号 〕

(定例会の回数)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第102条第2項の規定に基づき、北播磨総合医療センター企業団議会の定例会の回数は、年2回とする。

(委任)

第2条 この条例の施行に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この条例は、平成22年1月21日から施行する。